

令和6年度中山間地域等直接支払交付金の取組みの公表について

中山間地域等直接支払制度は、傾斜度等の一定の基準を満たす農用地を耕作する農業者等を対象に農業生産の維持を通じ、多面的機能を確保する観点から交付金を交付するという我が国農政史上例のない手法であることなどから、透明性を確保して市民の理解の下に実施するため、毎年度その実施状況を公表することとしています。

1 実施状況の概要

石狩市（厚田区、浜益区）では、平成13年度より本制度による直接支払を実施しています。概要は、次のとおりです。

区 分	石 狩 市		計
	厚田区	浜益区	
集落協定数（集落）	6	1	7
協定参加者数（人）	59	46	105
交付対象面積（ha）	402	244	646
交付金額（千円）	32,159	19,680	51,839

2 協定農用地の基準別面積及び交付額

交付金の交付を受ける集落の協定農用地の内、99%が田の緩傾斜で、残りの1%が田の急傾斜と畑の緩傾斜となっています。

（単位：ha、千円）

基 準	面 積	交 付 額
田	645	51,791
急 傾 斜	2	334
緩 傾 斜	643	51,457
畑	1	48
急 傾 斜	—	—
緩 傾 斜	1	48
計	646	51,839

3 農業生産活動等の実施状況

集落への交付金額のうち概ね2分の1以上を集落の共同取組活動に充てることとなっており、耕作放棄の防止等に係る活動や、多面的機能を増進する活動等が行われています。

(1) 共同取組活動に係る交付金の使途

協定集落に交付された交付金の内、共同取組活動に配分された交付金の支出総額は21,333千円となりました。

（単位：千円）

取組の区分	金 額
道・水路管理費	12,967
農地管理費	4,715
共同利用機械購入等費	0
共同利用整備整備等費	0
多面的機能増進活動費	367
集落の管理運営・その他	3,013
積立金	2,128
計	23,190

(2) 特徴的な取組内容

- （厚田区）
- ・集会所周辺の草刈り及び清掃に取り組んでいる。
 - ・防虫対策等として、防除や水路清掃、草刈り作業に取り組んでいる。
 - ・農業被害防止対策としてシカ・アライグマ捕獲に取り組んでいる。
 - ・廃タイヤ、空き缶などの収集処理を行っている。
- （浜益区）
- ・海浜美化や集落内の農道沿い、学校・集会所周辺に花を植栽するなど、農村環境の美化に努めている。
 - ・アライグマの罠を設置し、鳥獣害防止対策を行っている。
 - ・稲わら回収と、回収した稲わらを有効利用する堆肥づくりを行っている。
 - ・廃プラスチックの収集処理を行っている。

(3) 取組の主な成果

- ・農地の維持管理活動により農地保全が図られ、耕作放棄地が発生しなかった。
- ・廃タイヤ・空き缶の収集処理、花壇整備等により、集落内の美化が図られた。
- ・稲わら回収と堆肥づくりにより、循環型農業への理解が深まった。
- ・シカ・アライグマなどの鳥獣害対策が進んだ。

4 農業生産活動等の体制整備の実施状況

交付金を受ける集落のうち、農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項として要件を選択し、実施することができます。

集落において、農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項を実施しない場合は、交付単価の8割の交付となります。

(1) 活動内容

石狩市の7集落のうち全集落で、農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項を実施しています。主な活動内容は次のとおりです。

活 動 項 目	活動内容及び目標水準
農地等保全マップの作成	農地法面、水路、農道等の補修・改良が必要となる範囲を定めた図面を作成する。
地域の実情に即した農業生産活動等の継続に向けた活動（C要件選択）	協定農用地において農業生産活動等の継続が困難な農用地が発生した場合の支援体制について取り決める。
地場産農産物等の加工・販売（A要件選択）	直売所の設置

(2) 活動結果

- ・令和4年度は3集落において水路、農道等の補修・改良が実施されたほか、1集落において次年度以降の補修・改良工事の実施に向けた積立が行われた。
- ・農業生産活動等の継続に向けた活動については、農業の継続が困難な農用地が発生した場合の共同取組活動について、各集落での話し合いに基づき協定参加者毎の役割分担が定められた。
- ・市場等に大量出荷できない農産物の、有効利用が図られた。